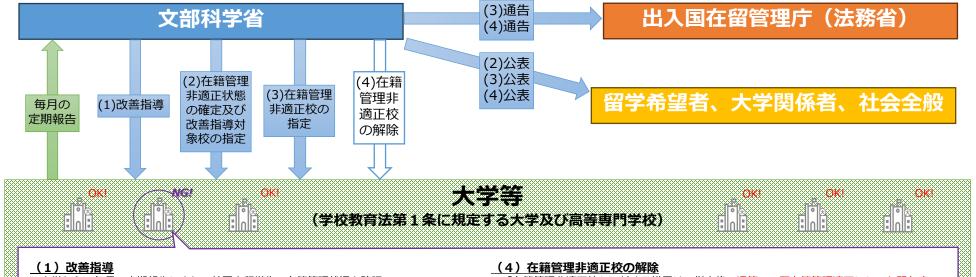
外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導指針(令和6年4月26日文部科学大臣決定)

1. 趣旨・概要

「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針(2019年6月11日付け文部科学省・出入国在留管理庁) | 及び「教育未来創造会議第二次提 言(令和5年4月27日)| を踏まえ、留学生制度全体の信頼・信用を維持し、外国人留学生の受け入れを推進するため、外国人留学生の在籍管理の適正 を欠く大学等に対する指導を実施。

2. スキーム



大学からの毎月の定期報告により、外国人留学生の在籍管理状況を確認。 必要に応じて書面審査、ヒアリング又は実地調査を実施。

(2) 在籍管理非適正状態の確定及び改善指導対象校の指定

基準日(5/1)における各対象学校の全留学生数に対する退学者等(各対象学校の在籍管理に 帰責性のない要因で発生した退学者及び除籍者を除く)の人数の割合が5%を超える(在籍管 理非適正)の状態にある対象学校を「改善指導対象校」として指定し、当該対象学校に通知 するとともに公表。

(3) 在籍管理非適正校の指定

3年連続「改善指導対象校」として指定した場合には、当該対象学校を「在籍管理非適正 校上として指定し、当該対象学校に通知するとともに公表、加えて出入国在留管理庁に通告。

「在籍管理非適正校」に対する措置は、指定後、<mark>通算で3回在籍管理適正になった翌年度</mark> 又は外国人留学生の在籍者が0になった翌年度に指定を解除。ただし、3年連続で在籍管理 非適正だった期間がある場合は、指定を解除するのは外国人留学生の在籍者が0になった場 合に限る。

「在籍管理非適正校」の指定を解除した場合は、当該対象学校に通知するとともに、文部 科学省において公表。併せて、出入国在留管理庁に通告。

なお、外国人留学生の在籍者が0になった翌年度に指定を解除する場合に関しては、指定 を解除した後、次に外国人留学生の募集を行う場合には、改善内容を明らかにした実施計画 書をあらかじめ文部科学省へ提出することを求める。また、その後、初めて外国人留学生の 在籍が生じた年度において在籍管理非適正状態となった場合には、直ちに「在籍管理非適正 校上に指定。

3. スケジュール

令和6年度~ 指導指針の適用開始

令和7年度~ 「改善指導対象校」の指定開始

令和9年度~ 「在籍管理非適正大学」の指定開始